

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。 放射性同位元素総合センター 環境保全センター 国際交流センター 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 産官学連携センター 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター</p> <p>2 前項の学内共同教育研究施設の目的は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>3 学内共同教育研究施設に長を置き、京都大学の教授をもって充てる。</p> <p>4 学内共同教育研究施設の長は、当該施設の協議委員会の議に基づき、総長が任命する。</p> <p>5 学内共同教育研究施設の長の選考手続は、当該施設の定めるところによる。</p> <p>6 学内共同教育研究施設の長の任期は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>7 第32条(第2項を除く。)から第34条まで及び第36条の規定は、学内共同教育研究施設に準用する。</p> <p>8 学内共同教育研究施設に置く教授会の名称は、協議委員会とする。</p> <p>9 前各項に掲げるもののほか、学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、当該施設規程の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第8節 学内共同教育研究施設 (学内共同教育研究施設及びその長)</p> <p>第46条 京都大学に、京都大学における教員その他の者が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。 放射性同位元素総合センター 環境保全センター 国際交流センター 高等教育研究開発推進センター 総合博物館 産官学連携センター 低温物質科学研究センター フィールド科学教育研究センター 福井謙一記念研究センター こころの未来研究センター <u>野生動物研究センター</u> <u>文化財総合研究センター</u></p> <p>2</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8</p> <p>9</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。</p>